

身体拘束の適正化のための指針

株式会社 こころ
訪問看護ステーション ひなた

1. 身体拘束の適正化の基本的な考え方

身体拘束は、利用者の「生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き」禁止されており、「身体拘束」は原則すべて虐待と考えられる。

会訪問看護ステーションひなた（以下「事業所」という。）では、利用者への身体拘束は利用者に、不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると共に、関節の拘縮や筋力の低下など、利用者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性がある。身体拘束は、虐待行為として認識し、本指針を策定し全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 身体拘束に該当する行為

（1）身体拘束 緊急やむを得ない場合等正当な理由なく身体を拘束すること。

＊この場合の正当な理由とは、切迫性（利用者本人または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合）非代替性（身体拘束以外に代替する方法がないこと）、一時性（身体拘束は一時的なものであること）すべてを満たす場合

（2）身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰服用させる
- ⑥自分の意思で開ける事のできない居室等に隔離する

3. 身体拘束の適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所では、身体拘束の適正化に取り組むにあたって「身体拘束の適正化委員会」を設置する。

（1）設置の目的 身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、身体拘束の適性化を実施することを目的とする。

（2）身体拘束防止及び適性化委員会の構成委員 委員会の委員長は管理者が務める。

（3）身体拘束防止及び適性化委員会の開催 委員会は、3月に1回開催する。

虐待防止委員会と報告連携を行う。

身体拘束発生時等、必要な際は随時開催する。

(4) 身体拘束防止及び適性化防止委員会の役割

- ①身体拘束及び適性化に対する基本方針、行動規範等及び職員への周知に関する事
- ②身体拘束防止及び適性化のための指針、マニュアル等の整備に関する事
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関する事
- ④身体拘束予防、早期発見に向けた取り組みに関する事
- ⑤身体拘束が発生した場合の対応と、原因分析、再発防止策に関する事

4. 身体拘束防止及び適性化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利養護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修を職員全員に対し実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 正当な利用なく身体拘束が発生し、虐待と判断される場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因のすみやかな除去に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役 職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最 優先します。

6. 身体拘束等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとします。

相談窓口は3(5)で定められた高齢者等防止担当者としします。

(2) 事業所内で正当な理由なく身体拘束等が疑われる場合は、身体拘束防止及び適性化委員会及び虐待防止担当者に報告し、すみやかな解決につなげるよう努める。(3) 訪問する利用者宅内における高齢者等虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者等虐待防止委員会及び担当者は職員 に対して早期発見に努めるよう促す

7. 当指針の閲覧について 利用者は、事業所内で本指針を閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。 8. その他 権利養護及び高齢者等虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利養護とサービスの質の向上を目指すように努める。

附則 2024 年 4 月 1 日より施行とする。

(身体拘束に関する説明書・経過観察記録)

(『身体拘束ゼロへの手引き』厚生労働省、2001年)

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の 予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 代表者
記録者

印
印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名
(本人との続柄)

印
)

【記録 2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

[illegible]